

【高校生】R7 高等学校等通学者補助制度のご案内

○高等学校等通学者補助制度とは？

- ・片品村教育委員会では、**高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校の3年次以下、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）**に通学する子供の**保護者**を対象として、**通学費**を補助する制度を令和4年度から開始しています。
- ※「片品村外通勤・高等学校等通学定期券購入補助金交付要綱」により通学補助を受けている方（尾瀬高校に通学する生徒の保護者）は対象外となります。

○通学費補助の申請条件について（片品村高等学校等通学者補助金交付要綱）

- ・申請者（保護者）が片品村に住所を有していること。
- ・申請者、通学者、同一世帯の親族が**村税等の未納がない**こと。 等

○最大！2万円の補助が受けられます！

- ・補助金額は年間12万円（全日制の場合）を限度とし、**通学状況**に応じて交付されます。
- ・補助は**入学から3年間まで**受けられます。

○補助金の申請方法について（申請書様式は片品村HPからダウンロードできます）

- ①**令和7年4月1日～4月30日まで**に、交付申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出してください。
後日、教育委員会から交付決定通知書が送付されます。
- ②交付決定通知書が届いたら、**令和8年3月10日まで**に、交付請求書（様式第3号）を教育委員会へ提出してください。

※交付請求書には**在学証明書（学校長の証明があるもの）**の添付が必要です。

また、全日制ではない場合（フレックス制や通信制の場合）は**通学状況を証する書類**の添付が必要となりますので、書類を処分することのないようご注意ください。

【お問い合わせ】

片品村教育委員会事務局
TEL:0278-58-2144(直通)